

**「計画段階環境影響評価制度（案）に係る技術的な事項」に関する  
熊本県環境影響評価審査会意見**

計画段階環境影響評価制度（案）について審議した結果、当該制度の構築に当たっては、以下の事項について留意する必要がある。

[ 全般的事項 ]

- ( 1 ) 計画段階環境アセスメント制度（以下、「計画アセス」という。）については、  
現行のアセス制度の限界を補完し、事業実施場所の選定等の事業計画策定に至るまで  
手順を透明化し、早い段階からの環境配慮を検討するためにも必要な制度であるため、  
効果的かつ効率的な制度を構築する必要がある。
- ( 2 ) 計画アセスの制度化のみならず、今後とも、さらに上位段階である政策段階等を  
対象とした戦略的環境アセスメント（以下、「戦略アセス」という。）の制度化について  
も、引き続き検討を行う必要がある。  
なお、計画アセスの制度化に当たっては、戦略アセスとの相違点を明確に整理し、  
制度の趣旨や目的等については十分に説明を行う必要がある。
- ( 3 ) 計画アセスについて、当面は県が策定する事業計画を対象とするものの、将来的には  
県以外の市町村や民間等の事業計画を対象とすることを前提として、制度の内容を  
検討する必要がある。
- ( 4 ) 計画アセスの実施後に、事業実施段階での環境アセスメント（以下、「事業アセス」  
という。）が実施されることを想定し、両制度でのウエイトの置き方や連携の方法等、  
制度間のバランスを考慮し、効率的かつ現実的な制度を構築する必要がある。  
特に、制度間の共通部分を増やし、計画アセスでの調査結果等が事業アセスで  
活用できるようにするなど、計画策定者の負担や無駄を出来るだけ軽減するよう  
な制度内容を検討する必要がある。

[ 住民参加と情報公開について ]

( 1 ) 住民参加手続については、本制度の根幹となるべきものであるため、これまでの事業アセスの反省を踏まえ、より広く多くの住民参加が図れるように、積極的な情報公開や広報の具体的な手段（地域に対する説明会や回覧等）を制度の中に盛り込む必要がある。

併せて、計画アセスの実施主体である計画策定者に対しても、住民参加の促進について努力を促すような制度とすべきである。

( 2 ) 住民参加の範囲について、市町村単位という行政的な範囲ではなく、環境影響のおそれのある地域としてより広く設定し、計画の内容等を広く周知できるような制度とする必要がある。

[ 地域特性の把握について ]

( 1 ) 地域の特性については、可能な限り、多くの項目について調査し、把握するような制度とする必要がある。

その上で、情報を整理し、計画段階において調査、予測及び評価する必要のある項目について選定する必要がある。

[ 調査手法について ]

( 1 ) 調査手法について、原則として既存文献等の収集整理とするものの、特に、動植物、生態系等の不可逆的な環境要素については、可能な限り、専門家への意見聴取や現地調査等を実施することが望ましい。

なお、現地調査等を実施する場合においては、その後の事業アセスも視野に入れ効率的な調査の方法等を実施すべきである。

( 2 ) 計画段階での地形及び地質については、単に景観として重要な地形地質のみだけでなく、その地域の地形、地質及び地盤の状況等についても、把握しておく必要がある。